

和歌山毒物カレー事件 林死刑囚は本当に “平成の毒婦”だったのか

三 摩 真 巳*

はじめに

1998年7月25日、和歌山市の園部地区の夏祭りで提供されたカレーを食べた地域の住民4人が死亡、63人が重軽症を負った。和歌山毒物カレー事件である。当初、保健所は集団食中毒を疑ったが、警察が吐しゃ物を鑑定し、カレーにヒ素の化合物、亜ヒ酸が混入されたことが分かった。

園部地区で夫がかつてシロアリ駆除業を営んでおり、駆除用亜ヒ酸を所持していた林真須美死刑囚が捜査線上に浮上。林死刑囚はメディアから「平成の毒婦」なる称号を与えられ、連日、その動向が伝えられた。林死刑囚とその夫は積極的にメディアに登場し、事件との関係性を否定するなど、この事件は劇場犯罪化していった。そしてメディア監視の中、事件発生から2か月余りたった1998年10月4日、林夫婦は別件で逮捕され、12月9日、真須美死刑囚はカレーへの亜ヒ酸混入による殺人と殺人未遂の容疑で再逮捕された。

林夫婦は夫やシロアリ駆除業の従業員がヒ素を服用しては入院し、保険金を受け取るという手口で8億円もの保険金をだまし取っていたとされる。毒物カレー事件当時、シロアリ駆除は行っておらず、詐取した保険金で生活していた⁽¹⁾。

真須美死刑囚は容疑を全面否認したままだったが、一審の和歌山地方裁判所は2002年12月11日、真須美死刑囚の殺意とヒ素混入を認めた上で「4人もの命が奪われた結果はあまりにも重大で、遺族の悲痛なまでの叫びを胸に刻むべきだ」と断罪し検察側の求刑どおり死刑を言い渡した。

二審の大阪高等裁判所も2005年6月28日、「カレー事件の犯人であることに疑いの余地はない」として一審死刑判決を支持、真須美死刑囚の控訴を棄却した。

更に最高裁判所も2009年4月21日、「鑑定結果や状況証拠から、被告が犯人であることは証明された」と述べ、上告を棄却、死刑が確定した。

裁判で検察側が提出した証拠は約1700点。一審の開廷数は95回、約3年7か月に及んだ。

*人文学部教授 メディア論

二審は結審まで12回を要した。直接証拠も動機の解明もできていない状況の中、上告審では弁護側が「地域住民に対して無差別殺人を行う動機は全くない」と主張したのに対し、最高裁は判決で「動機が解明されていないことは、被告が犯人であるとの認定を左右するものではない」と述べ、動機を解明することにこだわる必要がないという姿勢を示した。

- ① 上記カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜ヒ酸が、被告人の自宅等から発見されている、
- ② 被告人の頭髮からも高濃度のヒ素が検出されており、その付着状況から被告人が亜ヒ酸等を取り扱っていたと推認できる、
- ③ 上記夏祭り当日、被告人のみが上記カレーの入った鍋に亜ヒ酸をひそかに混入する機会を有しており、その際、被告人が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されている、

などを総合することによって、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されていると認められる（なお、カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない⁽²⁾。）

当初から直接証拠がなく、状況証拠の積み重ねだけで有罪とされたが、不自然な点が多く識者から冤罪を指摘する声も多く上がっていたという。ウィキペディアは毒物カレー事件の項目に次のコメントを掲載している。

- ・「批判を承知であえて言えば、本人が容疑を否認し、確たる証拠はない。そして動機もない。このような状況で死刑判決が確定してよいのだろうか」（田原総一朗）
- ・「私のわだかまりも、この「状況証拠のみ」と「動機未解明」の2点にある。事件に、眞須美被告宅にあったヒ素が使われたことは間違いなし。ただし、そのヒ素に足があったわけではあるまいし、勝手にカレー鍋に飛び込むわけがない。だれかが眞須美被告宅のヒ素をカレー鍋まで持って行ったことは確かなのだ。だが、果たしてそれは本当に眞須美被告なのか、どうしたって、わだかまりが残るのだ」（大谷昭宏）⁽³⁾

裁判で林死刑囚の犯行と断定される上での唯一の物証であり、決定的な証拠となっていたのが亜ヒ酸の鑑定結果である。犯行に使われたとみられる現場付近で見つかった紙コップに付着していたヒ素（亜ヒ酸）と、林邸の台所のプラスチック容器についていたヒ素、そしてカレーに混入されたヒ素が同一のものとされた。検察側は当時世界最高レベルの解析度を持つとされたSPring8を使った分析の結果や東京理科大学の中井泉教授による鑑定の結果、組成が同一と主張したのである。また目撃者の証言から祭り当日、林死刑囚は一人でカレーの番をしている時間帯があり、林死刑囚がカレー鍋のふたを開けた時に湯気が立ち上ったという。検察側は、これは林死刑囚がカレーに亜ヒ酸を混入した瞬間だと主張し、林死刑囚の髪の毛に亜ヒ酸の付着が確認できたとする鑑定をも行っていた。

亜ヒ酸は同一ではなかった

ところがこの鑑定結果の信ぴょう性が、今、大きく揺らいでいる。X線分析の専門家で京都大学大学院工学研究科の河合潤教授が再審を請求する眞須美死刑囚の弁護団の依頼を受けて再鑑定を行った結果、紙コップに付着した亜ヒ酸と、カレー鍋から検出された亜ヒ酸は、林邸やその関係施設から検出された亜ヒ酸とは同一のものではないという結論に至ったのである。

河合鑑定を証拠として林死刑囚の弁護側が訴えた再審請求について、和歌山地方裁判所は、訴えそのものは退けたが、河合教授によれば河合鑑定の正当性については裁判所も認めたとしている。しかし裁判所は「それだけで有罪認定に合理的な疑いが生じる訳ではない」などとして、河合鑑定が正しいとしても結論を覆すには至らないという判断を示した⁽⁴⁾。これに対し被告弁護団は即時抗告している⁽⁵⁾。

筆者は河合教授とは高校2年次の同級生であり、2017年8月、同級生の集まりの席で河合鑑定のあらましの説明を受け、その後、鑑定書、および関連資料の提供を受けた。その内容を見る限り、林死刑囚有罪の決め手となった亜ヒ酸鑑定が決して万全ではなく、むしろ極めて合理性に欠けると言わざるを得ないと思われた。その河合鑑定について紹介したい。

まず同一とされた亜ヒ酸についてである。現場のごみ箱から回収された紙コップに亜ヒ酸が付着しており、亜ヒ酸はこの紙コップを使ってカレー鍋に投入されたとみられている。この付着していた亜ヒ酸は河合によるとほぼ純粋な亜ヒ酸であった。これに対し林死刑囚の関係先から押収された亜ヒ酸の濃度は、この数分の1に過ぎなかったという。

かつてシロアリ駆除を行っていた夫の林健治は調達した亜ヒ酸に購入したセメントやメリケン粉を混ぜて薄め、シロアリ駆除に使っていたとされる。だから林家や林家の親せきなど、関連する施設から押収された亜ヒ酸は、亜ヒ酸の濃度が下がっていた。ところがカレーに亜ヒ酸を混入した際に使われたとみられる紙コップから検出された亜ヒ酸は純度が99%近かった。混ぜ物をした亜ヒ酸から混ぜ物を取り除くのは単純に難しい。混ぜ物が殆どないということは林家がシロアリ駆除に使っていた亜ヒ酸とは別物ということになってしまうのだ⁽⁶⁾。

更に河合教授は亜ヒ酸に含まれる不純物の成分比も検証している。つまり林死刑囚の夫、林健治が購入した混ぜ物を加える前の亜ヒ酸と成分が一致するのであれば、少なくとも最初に購入したドラム缶の亜ヒ酸が犯行に使われた可能性が指摘できるわけだ。同一とした検察側は科学警察研究所の鑑定を根拠に「林家由来の亜ヒ酸と紙コップの亜ヒ酸は同一のものに由来するとしても矛盾はないと考えられる」としてレーダーチャートを示している。(レーダーチャート1)

これについて河合教授は、レーダーチャートは素人を欺く小道具としてよく使われると指摘する⁽⁷⁾。

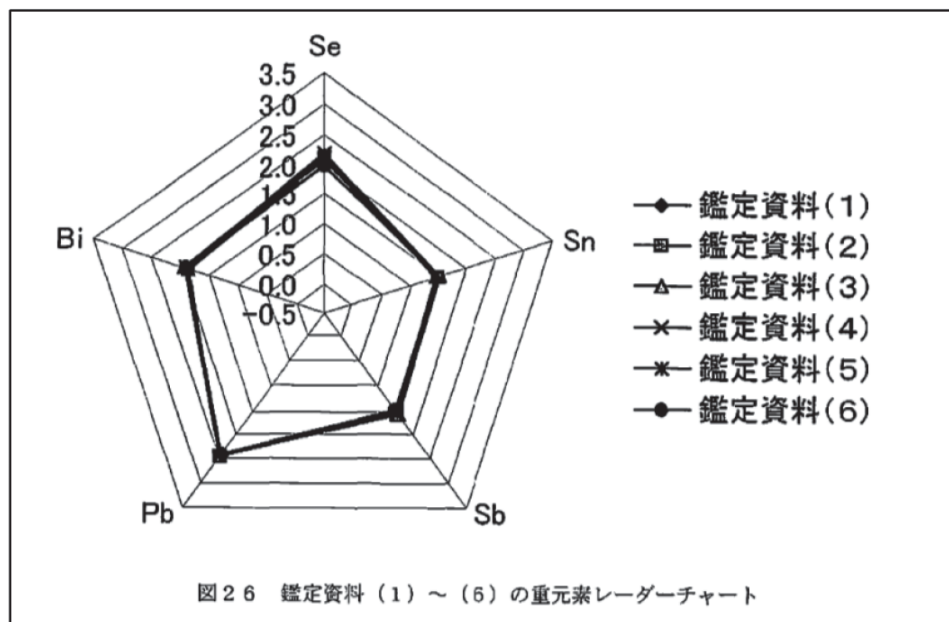


図26 鑑定資料(1)～(6)の重元素レーダーチャート

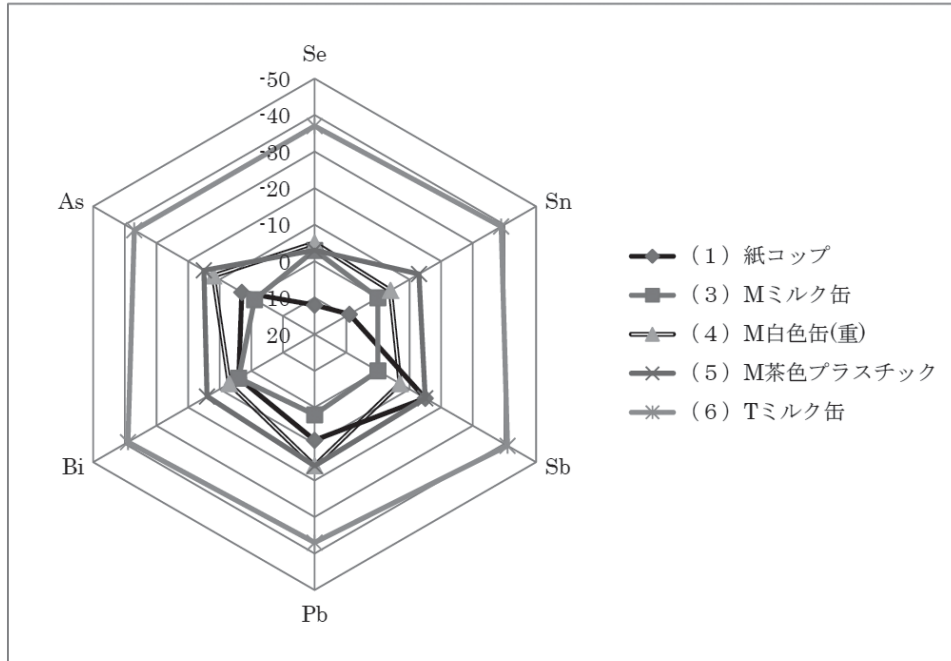
レーダーチャート1 科警研の解析

上羽徹 河合潤「和歌山カレー事件における亜ヒ酸鑑定の問題点」X線分析の進歩 47 2016年3月 92

このレーダーチャートは林家の関連場所から押収されたヒ素と紙コップのヒ素の不純物の濃度を示している。グラフは6本の線が引かれているのだが、1本にしか見えないくらいに重なっている。このように線が重なっているということは、同じものだということを示しており、犯行に林家由来の亜ヒ酸が使われたことを示唆する証拠とされている。

ところが河合教授が、科警研が出しているデータをもとに再計算してみると全く違った結果が出た。河合は六角形のレーダーチャートを出しているが、これは主成分であるヒ素も加えて6つの元素で表しているからである。科警研はヒ素に対する不純物の割合を示したもののためヒ素、Asが抜けている。

科警研ではほぼ1本に重なっていた線が、河合教授の解析では中心付近に分布するものから大きく広がるものまでかなりばらついている。河合教授によると、これは亜ヒ酸にセメントやメリケン粉などを混ぜたことを反映しており、混ぜ物が多くなればなるほどグラフは外側に広がるのだそう。ただ、同じ亜ヒ酸であれば混ぜ物があってもなくても相似形の六角形を描くのだという。では6つの試料は同じような六角形を描いていると言えるのだろうか。河合教授によると紙コップ以外はやや形を崩しながらも六角形になっているのだが、紙コップのデータはかなりひしゃげている。Asつまりヒ素とSbつまりアンチモンの濃度がほかの元素より相対的に高いため、六角形が右上と左下から押しつぶされ、左上から右下に広がる様な形になっているのだ。これは紙コップのヒ素がそれ以外のもの、つまり林家関連から押収されたヒ素とは違うことを示していることになるという⁽⁸⁾。



レーダーチャート 2 河合教授の解析

上羽徹 河合潤「和歌山カレー事件における亜ヒ酸鑑定の問題点」X線分析の進歩 47 2016年3月 92

河合教授の鑑定を読むと、もはや産地まで違う全く別のヒ素がカレーに混入されたようだ。すると林死刑囚を有罪とした判決の根拠は完全に覆されてしまうことになるのではないだろうか。

更に科警研のデータがなぜきれいな五角形として重なったのかについても河合教授は検証した。その結果、恐るべきねつ造が判明したという。元データを100万倍して対数を計算し、それをプロットしていることが分かったというのだ。

理科系の知識に疎い筆者に説明するため、河合教授はこのような例えを用いた。

「100万倍するということは、10の6乗だから対数を取ると6点いくつというデータになる。0.1とか0.3だったら違いがあるように見えるが対数を取って6を加えれば6.1, 6.3になる。近い数字に見えるだろう。こんなトリックが使われている」。

河合教授はこれを鑑定結果として裁判所に提出、大きくメディアにも取り上げられることとなった⁽⁹⁾。

ずさんな検察側鑑定

更に河合教授は検察側鑑定の不備を追及する。林家にあった亜ヒ酸は、元々は大阪の貿易

会社が中国から輸入したものだという。50 キロ入りのドラム缶で年2回10年にわたって輸入された60缶のうちの1つだった。このドラム缶は和歌山市内の小売店で1か月に10缶から20缶販売されていた。つまり同じような亜ヒ酸が和歌山市内の各所にあったわけだが、林家にあったドラム缶以外は鑑定が行われていない。検察側の鑑定は類似した特徴を与える亜ヒ酸が当時の国内には流通していなかったという前提で行われているというのだ。これは前提がまちがっている。事実と反することを前提にした鑑定結果はねつ造だと河合教授は批判している。そしてこんな例えをしている。現場に残されたタイヤのゴムと事故を起こした疑いのある車のタイヤのゴムが一致すればひき逃げ事故の車両を特定するのに重要な証拠になる。しかしそのタイヤのメーカーを特定してもダメだ。犯人の車のゴムと一致して初めて意味を持つ⁽¹⁰⁾。

また林眞須美死刑囚が有罪となった2つ目の理由、林死刑囚の髪の毛から高濃度のヒ素が見つかったという鑑定についても河合教授は異論を唱える。これは和歌山毒物カレー事件当日の1998年7月25日に林死刑囚がカレーに亜ヒ酸を混入した際に舞い上がったヒ素が髪に付着したことを類推させるものだ。林死刑囚の髪の毛の鑑定が行われたのは事件から5か月後の1998年12月のことだ。

しかし河合教授の分析によると、鑑定が行われた5か月後に亜ヒ酸が高濃度で残っているとは考えられないという。鑑定を行った東京理科大学の中井泉教授は自らの髪に亜ヒ酸をすり込んで濃度がどのように下がるのかを実験している。それによると1か月後のヒ素のピーク濃度は高かったが、5か月後には数値はかなり下がって林死刑囚の頭髮と同様のレベルになったとしている。しかしその数値は公表されていない。一方で中井教授は学会で検出は容易ではなかったと発言している⁽¹¹⁾。

検出は容易ではない亜ヒ酸の濃度が高濃度なのだろうか。検察側の鑑定人も付着から5か月後に検出されたヒ素は高濃度とは判断していないのではないだろうか。そうだとすれば判決の根拠は何なのだろうか。

中井教授が行った実験の写真が証拠として公開されているが、それを見る限り、頭髮に亜ヒ酸を手ですり込んでいるように見える。この方法で亜ヒ酸を付着させたとすれば、水蒸気で浮き上がった亜ヒ酸が頭髮についた量よりは多いはずである。しかも頭髮は亜ヒ酸を付着した部分が識別できるように脱色されていたが、河合教授によると、「脱色によって油分や表面層が除去された上に水分が与えられて湿っており、ヒ素と結合しやすい硫黄原子が表面層に露出し、そこに指で亜ヒ酸粉末をすり込んだわけであるから、亜ヒ酸粉末粒子1粒子が飛んできて頭髮に付着したことに比べて、桁違いに大量のヒ素が中井頭髮に付着したと考えて間違いない」という⁽¹²⁾。

ということは林死刑囚のケースより大量の亜ヒ酸が付着しても、つまり丹念にすり込んでも5か月後には検出は容易ではない、つまり検出限界ぎりぎりではなかったのかという疑問がわく。すり込んだのではなく舞い上がって付着するという量的には更に少ないことが予想



写真1 中井鑑定人の頭髪にヒ素をすり込んでいる写真(甲1232)

河合潤「和歌山地裁27年1月30日受け付け意見書」に対する意見書(5)2015年6月27日

される林眞須美被告の髪から一体どれだけのヒ素が検出されたのか。判決は高濃度というが、河合教授は頭髪からヒ素が検出されたこと自体に極めて強い疑いを持っている⁽¹³⁾。

更に有罪となった3つ目の根拠、林死刑囚が一人でカレー鍋の番をしている時間があったというものだが、林死刑囚自身も鍋から離れていた時間が20分ほどあり、この間、だれかが鍋にヒ素を混入できた可能性だって指摘できるのである。

またこんな指摘もある。林死刑囚が仮にヒ素を混入したとして、その後、鍋の番になった人はカレーをかき混ぜるだけでなく、味見もしているはずである。ヒ素中毒は即効性なので、味見の段階で気分が悪くなっている人がいてもおかしくないのではないか。

この辺りは河合教授の鑑定からは離れるので詳しくは述べない。伝えたいことは河合鑑定は林死刑囚有罪の決め手となった検察側の鑑定を真つ向から否定する結果となったことである。

しかし、この鑑定によっても再審の扉は開かなかった。和歌山地裁は2017年3月29日、裁判のやり直しは認めない決定を出し、被告弁護側が即時抗告している⁽¹⁴⁾。

まとめ

実は最新の扉というのはそう簡単に開くことはない。三審制の元、厳密に審理が行われた結果を簡単には覆せないという思いがあるのだろうか。特に死刑が確定した後、再審開始が

決定されたのは極めて少ない。筆者は静岡県島田市で幼女が誘拐され、殺害された島田事件で死刑判決を受けた赤堀政夫元被告の再審開始決定を取材しているが、これが1986年のこと。戦後3件目の死刑囚の再審決定だった。

近年では科学鑑定の精度が飛躍的に向上し、DNA型や物証の再鑑定が再審開始につながるケースが増えている。1990年に起きた足利事件では、無期懲役が確定していた菅家利和さんと犯人のDNA型が一致しないことが判明、1997年に発生した東京電力女性社員殺害事件では、遺体から第三者のDNA型が検出され、いずれも再審無罪となっている。また死刑判決後、再審開始を地裁が決定し、検察が抗告している事件では、1966年に静岡市清水区（当時は清水市）の会社役員の一家4人が殺害・放火された袴田事件がある。それでも再審が認められるケースは年2件から3件という⁽¹⁵⁾。

和歌山毒物カレー事件も、河合鑑定によって判決の根拠となったカレーに混入されたヒ素が林家周辺のものという判断に大きな疑問が持たれることになった。それでも再審開始とはならなかったが、果たしてこの判断は妥当なのだろうか。

鑑定を行った河合教授も当初、毒物カレー事件は林眞須美死刑囚の犯行と信じこんでいた。分かり切ったことをどうして再鑑定しなければならないのかと感じたという。しかし弁護団の求めに応じて鑑定を行ううちに死刑判決を決定づけた鑑定のずさんさ、科学警察研究所のデータのねつ造に気づき、のめりこんでいくことになった。河合教授の鑑定書や論文を読むと検察側の鑑定や意見に対し「でたらめ」「嘘」「ねつ造」などとやや過激、感情的とも思える文言が使われている。科学者として人の命を左右する鑑定があまりにも不十分であるという憤りがあるのだろうか。

一方で、かつてメディアの中で事件取材を行っていた者としては、こうした事件取材の難しさを痛感する。被告、容疑者が否認していてもあたかも科学的とみられる鑑定などから被告以外に犯罪を行えないとされた場合、メディアは中々疑問を挟み込むことができない。もちろん鑑定を行った専門家にも取材を試みるのだが、鑑定によっては専門家の数が少なかったり、鑑定直後では鑑定の信ぴょう性が検証できなかつたりして、結果をそのまま報じることが多いように思う。基本、裁判をトレースする以外になくなるわけで、結果として誤った判断を報じ続けることにもなりかねない。和歌山の毒物カレー事件についていえば、動機の不明確さと被告の一貫した否認を見て本当に真犯人なのか疑問を持つ識者もいるにはいたが、事件そのものを見直すような大きな動きにはならなかった。

筆者自身、2000年から2001年にかけてNHK大阪放送局で司法取材の指揮を執っており、林死刑囚の一審については公判が行われるたびにニュースとしてテレビ、ラジオで放送していた。夫の健治元受刑者が懲役6年の判決を受けた時は和歌山放送局に出張し、速報体制をとったものである。この時、林死刑囚が無罪であるなどとは考えもしなかった。捜査に瑕疵があるとは想像もできなかった。汗顔の至りである。

しかし判決の大きな根拠となった亜ヒ酸について厳密な再鑑定が出てきたことで事件捜査

のずさんさが浮かび上がってきた。和歌山毒物カレー事件はもはやすでに終わった事件とはいえなくなったのではないだろうか。新たな証拠が出てくるような事件，良心に従ってどこか腑に落ちない事件というものは再検証する必要があるように思う。それこそ刑事事件の原則，「疑わしきは被告人の利益に」が遵守されるべきだろう。

丹念に追いかけていくことで思いもよらない新事実が浮かび上がってくることもある。和歌山の毒物カレー事件も改めて現在進行形の事件として見ていくことが必要なのではないだろうか。

注

- (1) Wikipedia 和歌山毒物カレー事件 2017 年 10 月 13 日現在
- (2) 和歌山毒物カレー事件最高裁判決 2009 年 4 月 21 日
- (3) Wikipedia 和歌山毒物カレー事件 2017 年 10 月 13 日現在
- (4) 「林死刑囚の再審請求 和歌山地裁が棄却 和歌山カレー事件」朝日新聞デジタル 2107 年 3 月 29 日
- (5) 「林死刑囚の弁護団 即時抗告 和歌山カレー事件」朝日新聞デジタル 2017 年 4 月 4 日
- (6) 河合潤「和歌山カレー事件鑑定書」2014 年 1 月 26 日
- (7) 「河合潤教授に聞く 和歌山カレー事件『鑑定の闇』上」週刊金曜日 1129 号 2017.3.24 38-40
- (8) 上羽徹 河合潤「和歌山カレー事件における亜ヒ酸鑑定の問題点」X 線分析の進歩 47 2016 年 3 月 89-98
- (9) 河合潤「『和歌山地裁 27 年 1 月 30 日受け付け意見書』に対する意見書 (5)」2015 年 6 月 27 日
- (10) 「河合潤教授に聞く 和歌山カレー事件『鑑定の闇』上」週刊金曜日 1129 号 2017.3.24 38-40
- (11) 上羽徹 河合潤「和歌山カレー事件における亜ヒ酸鑑定の問題点」X 線分析の進歩 47 2016 年 3 月 89-98
- (12) 上羽徹 河合潤「和歌山カレー事件における亜ヒ酸鑑定の問題点」X 線分析の進歩 47 2016 年 3 月 89-98
- (13) 河合潤「『和歌山地裁 27 年 1 月 30 日受け付け意見書』に対する意見書 (5)」2015 年 6 月 27 日
- (14) 「林死刑囚の弁護団 即時抗告 和歌山カレー事件」朝日新聞デジタル 2017 年 4 月 4 日
- (15) Legalus 無料法律相談や法律事務所・弁護士の検索ができる法律情報サイト 2017 年 10 月 13 日現在

(2017 年 10 月 31 日 受理)

人文学部研究論集 第39号 正誤表

論文タイトル：和歌山毒物カレー事件

林死刑囚は本当に“平成の毒婦”だったのか

著者：三摩, 真巳

誤	p. 49 まとめ 2行目 実は <u>最新</u> の扉というのはそう簡単に開くことはない。
正	実は <u>再審</u> の扉というのはそう簡単に開くことはない。